

【 資料3-2 】

項目		新宿区臨時福祉給付金	新宿区子育て世帯臨時特例給付金
対象者		平成27年1月1日（福祉給付金の基準日）において、新宿区の住民基本台帳に記録されている者のうち、平成27年度住民税（均等割）が課税されていない者（住民税（均等割）が課税されている者の扶養親族、生活保護の被保護者等を除く。）	平成27年5月31日（特例給付金の基準日）において、平成27年6月分の児童手当法に基づく児童手当（特例給付を除く）を受給する者
対象児童		—————	上記対象者の平成27年6月分の児童手当（特例給付を除く。）の対象となる児童
事業内容	事業目的	消費税率の引上げに際し、低所得者対策として臨時的に実施する。	消費税率の引上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置として実施する。
	実施主体	新宿区	新宿区
	実施根拠	新宿区臨時福祉給付金給付事業実施要綱（資料4-1）	新宿区子育て世帯臨時特例給付金給付事業実施要綱（資料4-2）
	給付額	給付対象者1人につき、6,000円	対象児童1人につき、3,000円
	給付総額等	【給付総額】 501,000千円（全額国庫負担 10/10） 【区予算額】 638,073千円	【給付総額】 70,500千円（全額国庫負担 10/10） 【区予算額】 109,162千円
	対象者数	給付対象者 約83,500人	給付対象者 約13,000人 対象児童 約23,500人
	給付フロー	1 給付対象者に給付申請書を郵送する。 2 給付申請者は、給付申請書に必要事項を記入し、添付書類を添えて、返信用封筒により郵送する。（郵送申請を原則とする。） 3 返送された給付申請書の内容を審査し、所定の金融機関に振り込む。（口座振込を原則とする。）	1 給付対象者に給付申請書を郵送する。 2 給付申請者は、給付申請書に必要事項を記入し、添付書類を添えて、返信用封筒により郵送する。（郵送申請を原則とする。） 3 返送された給付申請書の内容を審査し、所定の金融機関に振り込む。（口座振込を原則とする。）
	周知方法等	広報、ホームページ、給付対象者への給付申請書の送付 ※ 広く、確実に、混乱なく、迅速に給付事業を行うため、コールセンターの開設等相談体制を整備する。 ※ 振り込め詐欺や個人情報の詐取を防止するため、区民に直接福祉給付金に関する電話はせず、区からの連絡はすべて文書で行う。	広報、ホームページ、給付対象者への給付申請書の送付 ※ 広く、確実に、混乱なく、迅速に給付事業を行うため、コールセンターの開設等相談体制を整備する。 ※ 振り込め詐欺や個人情報の詐取を防止するため、区民に直接特例給付金に関する電話はせず、区からの連絡はすべて文書で行う。
申請期間	8月下旬から2月下旬まで	9月下旬から2月下旬まで	

	給付期間	10月上旬から3月下旬まで	10月上旬から3月下旬まで
	本人同意事項	<p>① 次に掲げる情報に関する給付要件の確認  住民税情報、生活保護受給情報、  中国残留邦人等に対する支援給付情報、  国立ハンセン病療養所等入所者家族生活援護費受給情報等</p> <p>② その他</p> <p>(1) 福祉給付金の給付後に給付要件に該当しないことが判明した場合の返還</p> <p>(2) DV被害避難者に係る住民票の存する自治体との「対象者情報(氏名、生年月日、住所)」、「福祉給付金の給付の有無」の確認</p>	<p>① 次に掲げる情報に関する給付要件の確認  児童手当情報</p> <p>② その他</p> <p>(1) 特例給付金の給付後に給付要件に該当しないことが判明した場合の返還</p>